

【別紙2】

審査の結果の要旨

早川咲耶

本論文は、会社法において多くの裁判例があり、学説上の議論も活発である取締役等の会社役員の第三者に対する責任を定める会社法429条（以下「対第三者責任規定」という）について、フランス法および米国法との比較検討を通じて判例・通説の問題点を指摘し、対第三者責任規定の法的性質、適用範囲、会社が法的倒産手続に入った場合の取扱い等について解釈論を行うものである。

「第1章 日本法における取締役の対第三者責任の現状と問題提起」では、対第三者責任規定の沿革と判例法理を昭和44年11月26日の最高裁大法廷判決を中心に分析し、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会で検討されている会社補償とD&O保険に関する議論を概観する。昭和44年大法廷判決は、対第三者責任規定は法定の特別責任を課したものであるとした上で、間接損害と直接損害のいずれもその救済対象になると判示した。これにより、会社債権者は対第三者責任規定に基づき広範な保護を受けることが可能となり、通説も判例の立場を支持している。しかし、第三者責任規定に係る判例法理には、次の2つの問題があると指摘する。第1に、会社役員が会社債務について直接損害のみならず間接損害についても責任を負わされる運用となっていること、第2に、会社破綻後も会社債権者が会社役員の対第三者責任を追及することが可能となっており、会社債権者と破産財団との間、さらには会社債権者間で競合関係が生じていることである。

「第2章 フランス法—倒産手続時の会社債権者に対する会社役員への責任」では、日本法と同様、会社法に会社経営者の第三者に対する責任規定を有するフランス法を検討する。フランス法の下では、判例上、原告に個人訴権が認められる必要があるが、そのためには会社債権者個人に直接的かつ個人的な損害が生じていることが必要である。さらに、フランス行政法の国家賠償責任法理から導入された「職務から切り離しうるフォート」が判例上要求されるに至っている。「職務から切り離しうるフォート」とは、2003年の破毀院判例により、「通常の業務履行とは両立し得ないような特別に深刻なフォートを意図的に行っていた場合」と定式化され、学説からも広く支持され、この運用が定着している。他方、倒産時の会社経営者に対しては特別責任を課す規定が置かれている。すなわち、裁判上の清算手続に入った会社に資産不足が認められ、それが会社経営者の業務執行上のフォートが寄与していた場合には、裁判所は、不足資産の補填責任を課することができるほか、個人的民事罰、詐欺破産罪や支払停止への寄与責任など会社経営者に特別の責任が課されている。これらの特別責任の適用がある場合には、通常時の第三者に対する民事責任は制約されるという「請求権競合禁止の原則」が判例法理として形成されている。

「第3章 アメリカ法の会社債権者に対する会社役員の個人責任」では、米国法における会社債権者に対する会社役員の個人責任と会社補償・D&O保険について検討する。米国法の下では、会社債権者は、会社役員に対して不法行為責任や証券取引法上の責任を追及する場合を除き、直接に損害賠償を請求することは原則として認められない。かつては、倒産会社の取締役が会社債権者に対しても信託義務を負い、会社財産を債権者の利益のために信託財産として管理しなければならないとするデラウェア州の判例があったが、現在では、デラウェア州判例もこれを否定するに至っている。会社債権者の保護と不当な個人責任追及からの会社役員保護という両立困難な課題について、米国法は会社補償とD&O保険によってその実現を図っている。たとえば、デラウェア州一般会社法は、取締役らがその地位に基づいて第三者によって民事訴訟等を提起され、または提起されるおそれが生じたときは、取締役らが誠実であり、かつ、会社の最善の利益になるか、またはこれに反しないと合理的に信じたときは、会社は訴訟に関して支出した費用、判決額、和解金額等を補償することができる。会社役員が第三者により責任追及訴訟を提起された場合、当該会社役員が支出することになる訴訟費用と和解金等の負担金は会社補償を通じて会社から補填され、当該支出した金額は、当該取締役の行為が証券詐欺や違法受益などに該当しない限り、D&O保険のside Bによって保険会社から会社に支払がなされる。

「第4章 日本法の現状」では、対第三者責任規定の法的性質と救済の対象となる損害の範囲に関する判例・学説を分析する。第1に、対第三者責任規定の法的性質として、判例・通説は法定責任説をとるのに対し、少数説は不法行為責任であると解するところ、法定責任説は、会社に対する任務に懈怠することが第三者に対する会社役員の個人責任を基礎付ける論拠を十分説得的に示しているとは言えないと批判する。第2に、救済の対象となる損害の範囲については、第三者に生じた損害を直接損害か間接損害かを問わずすべて救済対象とする判例・通説に対し、会社の財産減少を介して第三者に生じた間接損害のみに限定すべきであるとする間接損害限定説、および、第三者に直接生じた直接損害のみに限定すべきであるとする直接損害限定説など学説の対立状況を描写する。その上で、判例・通説に対し、会社の責任財産を減少させた結果生じる第三者の損害を対第三者責任規定によって直接救済する必要があるか疑問であり、また会社倒産時においては会社財産の回復を図るべきであるとして、会社債権者が優先的に弁済を受けることを認める判例・通説を見直す必要性にも触れる。以上の判例・学説の分析に続いて裁判例の類型化と分析を行う。フランス法の分析における裁判例の類型化を参照しつつ、①会社債権者が会社に対し取引債権を有していない事案、②会社の経営行為を通じた会社役員による第三者加害行為が存在した事案、③会社の違法行為によって取引債権者が損害を被った事案において当該違法行為を放置していた会社役員の責任が追及された事案、および④会社の破綻によって取引債権について損害を被った事案の4つに大別する。フランス法から得た知見に基づき、間接損害を「会社財産が減少した結果として、会社債権者の債権が履行されず生じた損害」、直接損害を「会社役員らの行為によって当該会社債権者が他の債権者とは独立して、会社の損害を経由するこ

となく直接に被った損害」と定義した上で、上述した各類型にする裁判例に適用を試み、直接損害の事例か間接損害の事例であるかを分類する。そして、前述した間接損害と直接損害の定義は排他的なものではなく、間接損害とも直接損害とも評し得る場合があるとし、実際の裁判例においてもいずれとも評される場合が実際に存在するとする。

「結章 日本法への示唆—対第三者責任の規律の方向性について」では、第1章から第4章までの検討を踏まえ、主に次の諸点を説く。第1に、責任の性質に関して、対第三者責任規定は不法行為責任であると解した上で、その要件につき任務懈怠を要件とするのではなく職務関連性を基準にすべきであると主張する。第三者に対する損害賠償責任を会社に対する任務懈怠によって根拠づけることは、論理的整合性を欠くと主張する。第2に、対第三者責任規定の救済対象については、通常時の直接損害に限定する解釈論を採用すべきであるとする。そのような解釈によって、会社財産を引当てにすべき会社債権者の債権については会社役員個人に対して救済を求めることができなくなる。第3に、会社が倒産処理手続に移行した場合には、対第三者責任規定による責任追及訴訟を認めるべきではなく、そうすることにより会社債権者平等原則に対する侵害が回避されるとする。第4に、会社債権者の救済という観点からは、役員の個人責任よりもD&O保険や会社補償が実効的であるとして、対第三者責任規定の法的性質を不法行為責任と解することによって、現在法制審議会会社法制部会で導入の是非が議論されている会社補償およびD&O保険についても理論的に整合的な説明が可能になるとする。というのは、会社補償においては会社役員対会社責任は原則として救済の対象とされておらず、また、D&O保険においては対会社責任の補償が制約されているところ、会社に対する任務懈怠を対第三者責任の違法性の根拠とする法定責任説からは、対会社責任について制約を課す根拠が明らかでなく、対会社責任を追及する場面ではD&O保険では会社補償の救済対象とならない会社役員個人の個人責任が、対第三者責任の場面では救済の対象になることを説明できないと指摘する。

本論文の意義および長所としては、次の点を挙げることができる。

第1に、日本法と類似の対第三者責任規定を有するフランス法の展開と現状を丹念に紹介し、フランス法との比較を通じて日本の対第三者責任規定の発展の特徴を浮き彫りにした点である。すなわち、フランスでは、会社債権者が取締役の責任を追及するためには、判例上、当該第三者に直接的かつ個人的な損害が生じていること、およびフランス行政法の国家賠償責任法理から導入された「職務から切り離しうるフォート」が必要とされており、適用が制約されている。他方、会社の倒産時には取締役さまざまな特別責任が課されているものの、それらの適用がある場合には通常時の民事責任は制約されるという請求権競合禁止の原則が判例法理として形成されていることを明らかにした。直接損害・間接損害を問わず、対第三者責任規定による救済を認め、また、会社破産時にも債権者による責任追及を認める日本とは対照的である。従来、研究が手薄であったフランス法における会社役員対第三者責任について、立法の沿革や裁判例の分析などを通じて詳細な描写がなされており、資

料的価値も高く、学界に貢献するものと認められる。

第2に、裁判例も多く学説上の議論も活発である対第三者責任規定については、最判昭和44年の大法廷判決が定着し、学説によっても一定の支持を得ている中で、その法的性質・要件・損害の範囲を中心に、主としてフランス法を参照し、判例・通説に一石を投じた点である。とくに、取締役の対第三者責任の範囲の合理化を意識して間接損害と直接損害の再定義を行い、それを裁判例に即して具体的に適用することで、自己の定義が実務における運用に耐え得るものであることを示し、かつ、取締役の対第三者責任の範囲の合理化という目的を達成するという観点からも適切であることを具体的に示した点は、評価できる。すなわち、間接損害を「会社財産が減少した結果として、会社債権者の債権が履行されず生じた損害」と定義し、直接損害とは「会社役員の実行行為によって当該会社債権者が他の債権者とは独立して、会社の損害を経由することなく直接に被った損害」とし、両者には重なる部分があるとす。この定義は独創性のあるものであり、そのような定義を前提として、取締役の対第三者責任規定は、直接損害だけを救済の対象とすべきであると主張し、また会社に対する任務懈怠ではなく職務関連性を要件とすべきであると主張する。

第3に、米国の経験に基づき、会社補償およびD&O保険の合理的な設計は、会社債権者の実質的な保護に資するとして、そのためには取締役の対第三者責任の要件と範囲を明確にする必要があるとし、会社補償およびD&O保険を視野に入れた対第三者責任規定の検討を行った点である。

他方、本論文にも問題点や課題が少なくない。

第1に、会社法における役員の実行行為の対第三者責任を対象とする本論文は、不法行為法、保険法、補償や費用償還に関する民事法上の規律、破産手続、信託法など近接する多くの論点を取り扱っており、それは本論文の特色ともいえるものであるが、それら近接する論点がどのような意味や関連をもつのかについての説明と分析がなされておらず、全体が十分に構成されているとはいえない。

第2に、日本と同様の対第三者責任規定を有するフランスにおいて同規定が制限的に運用されていること、および米国において役員が会社債権者に対し損害賠償責任を課される場合はさらに限定されていることから、対第三者責任規定の法的性質・要件・対象となる損害の範囲等について判例・通説に比べて同条の責任を制限する結論を導いているが、そのような解釈を日本で採用すべき理由が十分に述べられているとはいえない。フランスと米国において会社役員の実行行為の対第三者責任が制限的に解釈されている社会的・法的背景が分析されておらず、また、日本においても、対第三者責任規定に関する判例・通説が形成されてきた社会的・法的背景が十分に分析されていないため、具体的な提言の中には、必ずしも十分に説得力がないと思われるものもある。たとえば、本論文は、法定責任説を前提とする対第三者責任規定に関する判例法理が会社債権者保護において重要な役割を果たしてきたことを認めつつも、その役割は法人格否認の法理など別の手段でも果たすことが可能であること

を指摘する。しかし、本論文において、このような別の手段による代替可能性について十分な論証がなされているとはいえないように思われる。

第3に、とくに会社補償とD&O保険が本論文においてどのように位置付けられているのか、説明が不足しており、中途半端な記述に終わっている。たとえば、本論文では、会社補償とD&O保険において対会社責任と対第三者責任の取扱いを区別することを正当化するためには、対会社責任と対第三者責任の違法性の根拠を別に考えること、すなわち、対第三者責任の法的性質を不法行為ととらえ、会社に対する任務懈怠ではなく職務関連性を要件とすることが望ましく、現在進行中の会社法改正作業で提案されている会社補償の対象から対会社責任を除くといったことを判例・通説の法定責任説から説得的に説明できないとの主張がなされている。しかし、形式的な批判にとどまっており、会社補償とD&O保険の制度設計の具体的内容やその合理性についての論証が十分に展開されているとはいえない。

しかし、以上のような問題点は、先に述べた本論文の意義および長所を大きく損なうものではない。

以上から、本論文の筆者が自立した研究者あるいはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を備えていることは明らかであり、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判定する。

以上